年　　月　　日

診療ガイドライン作成支援契約覚書

1. 住　所　〒\*\*\*-\*\* ################
　　　 学会名　################

理　事　長　　############

（乙） 住　所　〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-10

和田ビル3階
　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名　特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 小松　康宏

上記の甲と乙間において、診療ガイドライン作成支援（文献検索業務）に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

テーマ　：「################ガイドライン」

文献検索に関する必要事項

甲から乙への提出物

１．ガイドライン委員会の構成（作成委員会の名簿　要メールアドレス）

２．スコープ

３．クリニカル・クエスチョン（以下「CQ」という。）

４．キーワード（英語及び日本語）

５．代表的な既知文献リスト（CQごとに2～3件）

６．遡及検索年代 ####年##月##日～####年##月##日

７．検索データベース　PubMed

追加希望　　　　□医中誌Web　□The Cochrane Library（CDSR・CENTRAL）

必要条件

1. 乙と甲が情報共有できる体制（メーリングリストへの加入など）の整備。
2. 乙は甲統括委員会又は作成委員会に出席できるものとする。

作業日程

１．甲「################ガイドライン」委員会でCQを作成する。

２．##年##月以降、甲は乙に対して上記必要事項を提示するよう、同委員会委員に指示し、同委員会委員は乙に提示する。

３．乙は検索グループを組織し、甲委員会と検索方法等を打合わせる。

４．乙は上記必要事項の提示を受けた後、検索作業を開始する。

５．文献検索開始後2か月以内に、乙は文献検索結果を甲に納品する。

６．文献検索結果納品後4か月以内に、甲は乙に検索の追加、修正を相談する。4か月を過ぎてからの追加、修正は新たな契約とする。

７．必要に応じ、乙はその後検索式、清書等の作業を行い提出する。

文献複写に関する事項

乙は文献の提供は行わない 。

作成支援費用

１．文献検索は10CQ当たり50,000円とし、CQ数が10件を超えた場合は10件ごとに50,000円を加算する。なお、スコープ検索等、CQ以外の検索も1テーマ当たり1件と数える。

２．PubMed以外にデータベースを追加する場合は１DBにつき10CQ毎に20,000円を加算する。

３．乙の担当者が統括委員会又は作成委員会に出席する場合の費用は、甲の旅費規定により甲の負担とする。

 検索担当の記載

1. 甲は、完成したガイドライン内に乙（特定非営利活動法人 日本医学図書館協会）へ文献検索を依頼したことを明記する。

　　請求及び支払

乙は文献検索業務が完了し4か月が経過した時点、又は最終の委員会が開催された後に甲へ費用を請求し、甲は請求月の翌月末日までに支払うこととする。

　　ガイドラインの寄贈

　　　 甲は完成したガイドラインを乙及び検索担当者に各１部寄贈する。